

第15回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年2月27日（月曜日）午前10時

場所

東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

本株主総会につきましては、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数に限りがありますので、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。



株式会社トゥエンティフォーセブン

証券コード：7074

証券コード：7074
2023年2月10日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社トゥエンティフォーセブン
代表取締役社長 小 島 礼 大

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数に限りがありますので、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（2頁～3頁）に沿って、2023年2月24日（金曜日）午後7時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー 36階
（ソーシャルディスタンス確保のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、あらかじめご了承くださいたくお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項 第15期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
議決事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://247group.co.jp/>)に掲載しておりますので、本通知には記載しておりません。したがって、本通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した計算書類の一部であります。
 - ◎本通知の添付書類および株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://247group.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使

行使期限

2023年2月24日（金曜日）
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年2月24日（金曜日）
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2023年2月24日（金曜日）
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

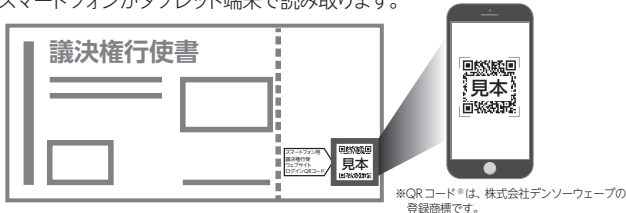
※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

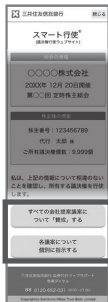
「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

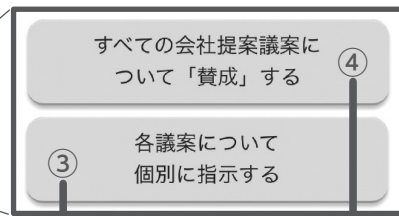
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



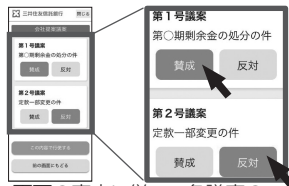
②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

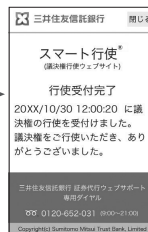


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

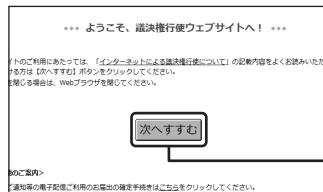
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

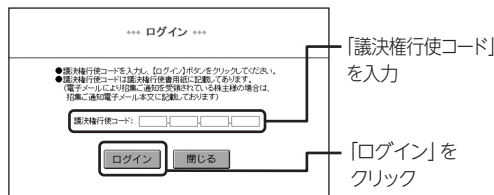
<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

※お知らせの電子配信ご利用の必要は確定手続書または申込をクリックしてください。

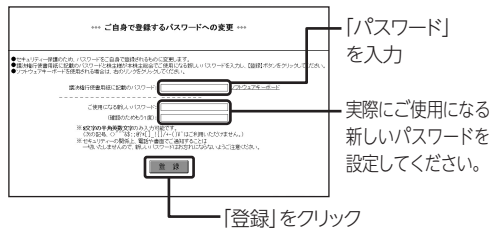
②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインする



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力する



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>1</u> 変更後定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2</u> 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>
<p>(新設)</p>	

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1 <input type="checkbox"/> 再任	こじま ひろお 小島 礼大	代表取締役社長	100% 19/19回
2 <input type="checkbox"/> 再任	しもかわ ともひろ 下川 智広	取締役	100% 19/19回
3 <input type="checkbox"/> 再任	うえはら かずお 植原 一雄	取締役	100% 19/19回
4 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	はしもと げん 橋本 玄	社外取締役	100% 19/19回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	こじま ひろお 小島 礼大 (1980年2月1日生)	2002年4月 三友システム(株) 入社 2002年10月 トランスパシフィック(株) 入社 2004年2月 (株)富士コーポレーション 入社 2006年6月 (株)インバサイド 設立 代表取締役社長 2007年12月 当社 設立 代表取締役社長 (現任)	3,149,100 株
2	しもかわ ともひろ 下川 智広 (1972年5月2日生)	1995年4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入社 2000年4月 GE Capital Leasing 入社 2004年4月 サミー(株) 入社 2005年4月 (株)セガ 入社 2010年10月 セガサミーインベストメント・アンド・パートナーズ(株) 取締役 2012年10月 日本マルチメディアサービス(株) (現ジェイエムエス・ユナイテッド(株)) 取締役 2014年10月 SEGA SAMMY BUSAN INC. 取締役 2016年10月 JMSコミュニケーションズ(株) 取締役 2018年10月 当社 入社 マーケティング部シニアマネージャー 2018年11月 当社 執行役員 マーケティング部 シニアマネージャー 2020年2月 当社 取締役 コーポレート本部 本部長 (現任)	一株
3	うえはら かずお 植原 一雄 (1967年7月4日生)	1991年4月 日本生命保険相互会社 入社 2001年8月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー 日本支社 (現 メットライフ生命保険(株)) プロフィットセンター本部 企業保険部 2012年12月 同社 EB&コーポレート本部 EB営業推進部長 2016年4月 当社 入社 パーソナルトレーニング部 次長 2016年8月 当社 取締役 パーソナルトレーニング事業部 事業部長 2020年2月 当社 取締役 パーソナル事業本部 本部長 (現任)	37,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	はしもと げん 橋本 玄 (1954年5月7日生)	1978年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入社 1998年7月 三信(株) 社長室長 1999年12月 (株)ジェーシービー 企画部長 2004年1月 (株)ライフ 専務取締役 2006年4月 (株)セブン&アイ・ホールディングス 入社 2006年5月 (株)セブン・カードサービス 取締役 執行役員 2008年5月 (株)セブン・フィナンシャルサービス 取締役 2009年5月 (株)セブン・カードサービス 代表取締役社長 2011年4月 (株)セブンCSカードサービス 代表取締役 2011年5月 (株)セブン・フィナンシャルサービス 代表取締役社長 2017年3月 同社 取締役会長 (株)セブン・カードサービス 取締役会長 2018年3月 (株)セブン・フィナンシャルサービス 顧問 2018年4月 (株)地域金融研究所 特別顧問 (現任) 2020年5月 当社 社外取締役 (現任) 2020年9月 学校法人 東京女子医科大学 理事長特別補佐	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者の小島礼大氏は当社の経営を支配している者であります。
 3. 橋本玄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 橋本玄氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割としては、長年に渡り、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、社外の立場から、経営上の意思決定および業務執行についての意見をいただけるものと判断したためであります。
 5. 橋本玄氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年9ヶ月となります。
 6. 当社は橋本玄氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結いたしております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	よしはら しんいち 吉原 慎一 (1980年3月19日生)	2005年12月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2013年12月 第二東京弁護士会 登録 フェアネス法律事務所 入所 2018年8月 東京六本木法律特許事務所 入所 2021年1月 同事務所 パートナー 2021年2月 当社 社外監査役（現任） 2022年12月 東京南青山法律会計事務所 設立（現任）	一株
2	つるもり みわ 鶴森 美和 (1977年2月10日生)	2006年10月 第二東京弁護士会 登録 フェアネス法律事務所 入所 2013年10月 内幸町法律事務所 入所 2017年4月 虎ノ門一丁目法律事務所 入所 パートナー（現任） 2021年2月 当社 社外監査役（現任）	一株
3	やまだ あきひこ 山田 暁彦 (1973年9月15日生)	1999年10月 中央監査法人 入所 2007年7月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2020年8月 山田暁彦公認会計士事務所 設立（現任） 2021年2月 (株)デンタルアシスト（現SheepMedical(株)）監査役（現任）	一株

- (注) 1. 山田暁彦氏は、新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 鶴森美和氏は、弁護士業務を旧姓（松谷）で行っております。
 4. 吉原慎一氏、鶴森美和氏、山田暁彦氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は吉原慎一氏、鶴森美和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、山田暁彦氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 吉原慎一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士、公認会計士、税理士としての専門的な知識と豊富な企業法務経験や会計監査経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 6. 鶴森美和氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な企業法務経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断したため、社外監査役と

- して選任をお願いするものであります。
7. 山田暁彦氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な会計監査経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 8. 当社は、吉原慎一氏、鶴森美和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、山田暁彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 10. 吉原慎一氏、鶴森美和氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、2年であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
かどくら ようへい 門倉 洋平 (1981年8月19日生)	2004年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所	一株
	2013年12月 東京弁護士会 登録	
	2014年11月 AZX総合法律事務所 入所	
	2017年6月 東京桜橋法律事務所 入所	
	2022年6月 埼玉弁護士会 登録換え 弁護士法人S&Nパートナーズ法律会計事務所 設立 代表パートナー (現任) ㈱横浜食品サービス 監査役 (現任)	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 門倉洋平氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、門倉洋平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外監査役として就任された場合、当社は門倉洋平氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 門倉洋平氏は、弁護士、公認会計士としての専門的な知識と豊富な企業法務経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 門倉洋平氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。門倉洋平氏が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人RSM清和監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、やまと監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がやまと監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査の実施体制、監査の実施方針、監査意見の表明にあたっての審査体制及び独立性の保持を含む品質管理体制、他の監査法人と比較検討した監査報酬の相当性等を総合的に検討した結果、同監査法人を新たな会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	やまと監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区西新橋一丁目6番13号 虎ノ門吉荒ビル6階		
沿 革	2014年11月 やまと監査法人設立		
概 要 (2022年11月30日現在)	出資金	4,000,000円	
	構成人員	社員（公認会計士）	5名
		職員（公認会計士）	5名
		（その他職員）	3名
		合計	13名
	関与会社数	47社	

以上

事業報告

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加に加え、円安の急激な進行および物価上昇により、依然として不透明な状況が続いており、当社の事業も大きな影響を受けました。

このような経営環境の中、「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」という経営理念のもと、パーソナルトレーニングジム事業「24/7Workout」およびパーソナル英会話スクール事業「24/7English」においては、引き続き感染予防に最大限留意しつつ、営業を継続してまいりました。

当社の主力事業である「24/7Workout」においては、ウィズコロナ時代に対応した機動的な店舗運営の実現を目指した新たな出店戦略として、ニーズの見込めるニッチなエリアに小型タイプの店舗を複数展開したほか、新たな顧客獲得に向けて様々なテストマーケティングに努めてまいりました。

また、「24/7English」につきましては、引き続き非対面型のサービス「BSS (Bilingual Study Support) 英会話」に注力し、より手軽な英会話レッスン需要の喚起および利益率の改善に努めてまいりました。

低糖質食品通販事業「24/7DELI&SWEETS」においては、引き続き商品ラインナップを充実させ、食べ続けられるおいしさで糖質制限中でも食事水準を維持しながら、ストレスのないダイエット体験を提供すべく、SNS等を活用し、その認知度向上および収益の向上に努めてまいりました。

その結果、当社の直営店は86店舗（前事業年度末比18店舗増）、フランチャイズ店1店舗（前事業年度末比1店舗増）の合計87店舗となり、当事業年度の売上高は4,236,656千円（前事業年度比22.4%減）、営業損失は539,434千円（前事業年度は営業損失50,391千円）、経常損失は532,687千円（前事業年度は経常損失42,978千円）、当期純損失は1,690,665千円（前事業年度は当期純損失136,707千円）となりました。

なお、当社はパーソナルトレーニング事業を展開する単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、有形固定資産、無形固定資産、敷金および保証金、長期前払費用を含め90,310千円であります。

その主たるものは、新規出店に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

当社は新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響の長期化に備えることを目的として、手元資金を十分に確保するため、取引金融機関と300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による多大な影響を受け、当事業年度まで3期連続して売上高の減少ならびに経常損失および当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

そこで当社は「新規顧客数増加のための施策拡充」「既存顧客の維持拡大と新商材での売上拡大」「本社面積の縮小を含む徹底的なコントロールによる経費削減」等の対策を実施し、当該状況を解消いたします。

また、当社は、当事業年度末において1,101百万円の現金及び預金を保有し財務基盤は安定していること、借入金の残高はなく主力金融機関とは良好な関係にあり、引き続き安定した資金調達を行うことが可能であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたしております。

② 事業環境の変化に耐え得る収益基盤の強化

当社の主たる収益基盤はパーソナルトレーニング事業「24/7Workout」、[24/7 English]であります。完全予約制の個室型マンツーマン形式でサービスを提供し、顧客・従業員等の新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限留意しながら営業いたしておりますが、国内外の感染者数は高水準のままであり、再び経済活動の大幅な抑制を余儀なくされることも想定されます。

そのような環境下においても、当該二事業のサービス品質向上を継続するとともに、店舗の有無に左右されない非対面型の「24/7Online Fitness」、[BSS英会話]ならびに低糖質食品通販事業「24/7DELI & SWEETS」等の物販販売の拡充を図るほか、新規事業及び新商品開発にも積極的に取り組み、多角的な収益の確保に努めてまいります。

③ 集客手法の最適化

当社の集客はWebマーケティングによる広告宣伝の比率が高く、パーソナルトレーニングジム関連を中心にインターネット検索数は年々増加傾向にあります。

そのような環境下においても、常に費用対効果の高いWeb広告手法の開拓にチャレンジするとともに、集客手法の最適化に努めてまいります。

④ リピート顧客の拡大

当社の経営理念は「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」であります。本理念のもと「②事業環境の変化に耐え得る収益基盤の強化」で述べた各種サービスを提供いたしておりますが、膨大な顧客データを用いてAIに学習させ、サービスの継続利用やクロスセルを含めた個別最適な提案を実現させる等の顧客管理機能を強化し、一度当社サービスを利用いただいた顧客に対して、繰り返し継続利用いただける価値創出に努めてまいります。

⑤ 知名度の向上

当社は「24/7Workout」、「24/7English」、「24/7DELI & SWEETS」等のサービスを提供する当社自身の知名度の向上を図ることが必要であり、知名度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。今後はより一層、様々なメディア等を使った情報発信を強化することにより知名度向上を目指してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社が、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。

当社としましては、健全な企業経営に不可欠なコンプライアンス意識を醸成すべく、制度が従業員に十分浸透し定着するよう、継続的な取り組みを推進してまいります。また、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第12期	2020年度 第13期	2021年度 第14期	2022年度 (当期) 第15期
売上高	7,697,542千円	5,700,414千円	5,457,172千円	4,236,656千円
経常利益または経常損失 (△)	971,353千円	△984,993千円	△42,978千円	△532,687千円
当期純利益または当期純損失 (△)	583,772千円	△1,500,260千円	△136,707千円	△1,690,665千円
1株当たり当期純利益または1 株当たり当期純損失 (△)	145.45 円	△333.39 円	△30.25 円	△371.64 円
総資産	5,549,395千円	3,834,776千円	3,644,683千円	1,633,962千円
純資産	3,667,579千円	2,167,318千円	2,032,052千円	333,793千円
1株当たり純資産額	815.02 円	481.63 円	449.22 円	73.29 円

- (注) 1. 記載金額 (1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)および1株当たり純資産額を除く) は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長小島礼大であります。当社は当社不動産賃貸契約に対して当社代表取締役社長小島礼大より債務保証を受けております。当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。2019年11月の上場以降、貸主との交渉により当該債務保証の解消に努めております。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社等の取引は、当社社内規程に基づき、親会社等から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、パーソナルトレーニング事業を主要な事業としております。

(9) 主要な営業所および工場

① 本 社：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階

② 店 舗

・ 24/7Workout 直営店

北海道	1店舗	宮城県	1店舗	東京都	31店舗
神奈川県	7店舗	千葉県	6店舗	群馬県	1店舗
静岡県	2店舗	愛知県	4店舗	大阪府	6店舗
京都府	1店舗	兵庫県	2店舗	岡山県	1店舗
広島県	1店舗	福岡県	3店舗	鹿児島県	1店舗
新潟県	1店舗	和歌山県	1店舗	大分県	1店舗
栃木県	1店舗	石川県	1店舗	埼玉県	8店舗
茨城県	1店舗	熊本県	1店舗	山梨県	1店舗

・ 24/7Workout フランチャイズ店

埼玉県 1店舗

・ 24/7English 直営店

東京都 2店舗

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
229名	42名減

(注) 上記従業員数には臨時従業員（契約社員、アルバイト）126名は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,552,000株 |
| (3) 株主数 | 1,605名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小島 礼大	3,149千株	69.18 %
萩原 裕司	100 "	2.21 "
株式会社SBI証券	93 "	2.05 "
楽天証券株式会社	60 "	1.33 "
平向 幸司	40 "	0.88 "
植原 一雄	37 "	0.81 "
JPモルガン証券株式会社	33 "	0.73 "
中山 慶一郎	29 "	0.66 "
株式会社SBIネオトレード証券	28 "	0.62 "
植木 健太	20 "	0.46 "

- (注) 1. 当社は、自己株式を107株所有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

<第9回新株予約権>

① 発行決議日 2022年7月25日

② 新株予約権の払込金額 払込を要しない

③ 新株予約権の行使価額 1株あたり755円

④ 新株予約権の行使条件

イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

ロ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

⑤ 新株予約権の行使期間 2025年7月26日から2028年7月24日まで

⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	100個	10,000株	1名

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小島 礼大	代表取締役社長	—
下川 智広	取締役 コーポレート本部 本部長	—
植原 一雄	取締役 パーソナル事業本部 本部長	—
川口 晋吾	取締役 マーケティング本部 本部長	—
橋本 玄	取締役	(株)地域金融研究所 特別顧問
吉原 慎一	常勤監査役	東京六本木法律特許事務所 パートナー
豊田 史朗	監査役	ブリッジコンサルティンググループ(株) バックオフィスソリューション事業部マネージャー
鶴森 美和	監査役	虎ノ門一丁目法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役橋本玄氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役吉原慎一氏、豊田史朗氏および鶴森美和氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役吉原慎一氏は、弁護士、公認会計士および税理士の資格を有しており、企業法務およびコンプライアンスならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役豊田史朗氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役鶴森美和氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役と会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、すべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。なお、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ) 当該方針の決定方法

当社は、役員報酬等に関する事項について、当該決定方針を役員報酬規程により定めており、取締役会にて決議しております。

ロ) 当該方針の内容の概要

- i) 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。
- ii) 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬の限度内とし、取締役会において決定する。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役が決定する。
- iii) 固定報酬（業績に連動しない報酬）を支給する場合、取締役の役位、職責等に応じて支給額を決定する。
- iv) 業績連動報酬（業績に連動する報酬）を支給する場合、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じ、支給額を決定する。
- v) 非金銭報酬を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式給付信託等を付与するものとし、付与数は役位、職責に応じ、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じて決定する。
- vi) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬に関する株主総会の決議は、2015年8月1日開催の臨時株主総会で、取締役の報酬限度額は、年額150百万円以内、2018年2月27日開催の第10回定時

株主総会で、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。2015年8月1日時点の臨時株主総会終結時の取締役は5名、2018年2月27日第10回定時株主総会終結時の監査役は3名でありました。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度の取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役社長小島礼大に決定を一任しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、代表取締役社長小島礼大は、当社の業績を俯瞰しつつ、各取締役の当該事業年度における業績貢献度の評価を行うにあたり最も適しているためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	91,509 (5,400)	91,509 (5,400)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	— (—)	— (—)	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先につきましては、「取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

主要取引先等特定関係事業者との関係において、配偶者、3親等以内の親族、ならびに、その他これに準ずる者の該当はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
橋本 玄	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かすべく、適宜発言を行っております。
吉原 慎一	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また監査役会には、12回中12回出席し、主に弁護士および公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
豊田 史朗	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また監査役会には、12回中12回出席し、主に公認会計士および税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
鶴森 美和	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また監査役会には、12回中12回出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

橋本玄氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、社外の立場から、経営上の意思決定および業務執行についての意見を述べていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会がRSM清和監査法人の報酬等については、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を決議いたしました。その後毎年見直し、決議いたしております。

なお、基本方針は以下のとおりとなっております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社が共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保をするためコンプライアンス管理体制を整備し、「企業行動憲章」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につきコンプライアンス教育をすることにより、その周知徹底を図る。
 - ロ) コンプライアンス管理責任者は、「企業行動憲章」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。
 - ハ) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ニ) コンプライアンス管理責任者およびコンプライアンス委員会を通じて、当社における法令違反または「企業行動憲章」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - ホ) コンプライアンス委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス管理責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 - ヘ) 代表取締役直轄の内部監査室を設置し内部統制の監査を行う。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - ロ) 取締役および監査役は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類をいつでも閲覧することができる。
 - ハ) 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 当社は、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針および体制を定める。
 - ロ) 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - ハ) コンプライアンス管理責任者は、各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
- 二) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- ホ) 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する実施責任者、運用責任者およびコンプライアンス管理責任者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会および監査役に報告する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- ロ) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- ハ) 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の変更を行うことができる。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ) 財務報告の信頼性および実効性を確保するため財務報告に係る内部統制の構築・運用を図る。
- ロ) 財務報告の作成過程においては虚偽記載ならびに誤謬などが生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項
 - イ) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社の内部監査室の従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができる。
 - ロ) 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとする。
 - ハ) 当社は、内部規程において監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を明記する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ) 取締役は、取締役会およびその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告することとする。
 - ロ) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
 - ハ) 内部監査室は、監査結果等内部監査に関する事項について監査役に報告するものとする。
 - 二) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた時には速やかに報告することとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - ロ) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - ハ) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス委員会等は、それぞれ定期的および随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
- ⑨ 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - イ) 「反社会的勢力排除規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役および使用人に対し周知徹底を図ることとする。
 - ロ) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 情報の保存および管理

文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会および重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

② 取締役の職務執行

定例取締役会（毎月1回開催）において、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を19回開催しております。

③ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当事業年度につきましては、監査役会を12回開催しております。

④ コンプライアンス委員会の開催

コンプライアンス委員会の運営を通じ、当社全体のコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、対象の社員へのコンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス教育を推進しております。

なお、当事業年度につきましては、コンプライアンス委員会を4回開催しております。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査室にて内部監査計画を定め、各店舗および各部門に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況についての内部監査を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めはございません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,335,421	流動負債	1,008,908
現金及び預金	1,101,031	買掛金	10,491
売掛金	44,831	未払金	148,985
商用品	44,653	未払費用	146,572
貯蔵品	7,690	未払法人税等	51,295
前渡金	2,121	前受金	547,512
前払費用	92,609	預り金	11,103
その他の	42,482	賞与引当金	67,213
		ポイント引当金	9,374
		返金負債	1,100
		資産除去債務	15,260
固定資産	298,540	固定負債	291,259
無形固定資産	337	資産除去債務	291,259
その他の	337	負債合計	1,300,168
投資その他の資産	298,203	(純資産の部)	
関係会社株式	3,000	株主資本	333,622
長期前払費用	9,670	資本金	793,262
敷金及び保証金	285,533	資本剰余金	788,262
		資本準備金	788,262
		利益剰余金	△1,247,770
		その他利益剰余金	△1,247,770
		繰越利益剰余金	△1,247,770
		自己株式	△132
		新株予約権	171
		純資産合計	333,793
資産合計	1,633,962	負債・純資産合計	1,633,962

損益計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,236,656
売上原価	2,345,019
売上総利益	1,891,637
販売費及び一般管理費	2,431,072
営業損失	539,434
営業外収益	
受取利息	17
業務委託料	600
助成金収入	947
自動販売機収入	182
和解金	5,000
経常損失	532,687
特別利益	
受取補償金	82,522
特別損失	
固定資産除却損	4,250
減損損失	1,177,679
税引前当期純損失	1,632,095
法人税、住民税及び事業税	40,772
法人税等調整額	17,798
当期純損失	1,690,665

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	792,387	787,387	787,387	452,410	452,410
会計方針の変更による 累積的影響額				△9,516	△9,516
会計方針の変更を反映した 当期首残高	792,387	787,387	787,387	442,894	442,894
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	875	875	875		
当期純損失 (△)				△1,690,665	△1,690,665
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)					
当期変動額合計	875	875	875	△1,690,665	△1,690,665
当期末残高	793,262	788,262	788,262	△1,247,770	△1,247,770

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△132	2,032,052	－	2,032,052
会計方針の変更による 累積的影響額		△9,516		△9,516
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△132	2,022,536	－	2,022,536
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)		1,751		1,751
当期純損失 (△)		△1,690,665		△1,690,665
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)			171	171
当期変動額合計	－	△1,688,914	171	△1,688,742
当期末残高	△132	333,622	171	333,793

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月7日

株式会社トゥエンティーフォーセブン
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 澤 優
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トゥエンティーフォーセブンの2021年12月1日から2022年11月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イに留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月8日

株式会社トゥエンティフォーセブン 監査役会
社外監査役（常勤） 吉原 慎一 ㊟
社外監査役 豊田 史朗 ㊟
社外監査役 鶴森 美和 ㊟

以上

〈× 毛 欄〉

